

「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」
「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針（案）」
に関するコメント

平成 17 年 10 月 11 日
あずさ監査法人
株主資本等変動計算書プロジェクトチーム

平成 17 年 8 月 30 日付で公表されました「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」ならびに「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤昇、 公認会計士 伏谷充二郎、 公認会計士 島義浩、
公認会計士 前田啓、 公認会計士 松尾拓也、 公認会計士 古市昭雄

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部（Tel: 03-3266-7503）斎藤昇または前田啓までお願いします。

1．基準第 10 項、指針第 14 項について

「発行済株式の種類及び総数に関する事項」及び「自己株式の種類及び株式数に関する事項」を注記するとしているが、例えば決算日前に新株発行・株式分割などの決議が行われ、新株払込日・分割日が期末日後になっているような場合に、利用者の便宜上その旨・増加する株式数・増加後の発行済株式数などを追加情報あるいは後発事象として注記するのが望ましいと考えるがどうか。

2．指針第 3 項（1） に関して

株主資本等変動計算書の様式例において、当期変動額の内訳例である「剰余金の配当」で利益準備金増加とその他利益剰余金減少が同列で記載されているが、配当金額が不明瞭になる。「剰余金の配当」は「配当による支出」と「配当に伴う利益準備金積立」のように、別々（2 段書き）に例示したほうが明瞭であると考えますが、どうか。

3．指針第 7 項に関して

分割型の会社分割が行われる場合の記載方法として、2 つの方法のどちらでも選択できるようになっているが、どちらかの方法を原則的な表示方法とするような優先順位付けをしたほうが、企業間の比較可能性の観点から有用であると考えますが、どうか。

4．指針第 8 項に関して

新株発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の減少の効力が発生する場合の表示として、「直接、その他資本剰余金の額の増加として記載できる」方法のみが記載され、原則的な表示方法である「減少する資本金又は資本準備金の額と増加するその他資本剰余金の額を記載する方法」（指針第 17 項（1））が記載されていない。第 8 項と第 17 項の整合性をとるため、第 8 項において指針第 17 項（1）による記載方法を明記したほうがよいと考える。

5．指針第 12 項に関して

（2）新株予約権の例示として、「新株予約権の行使」も追加したらどうか。

(3) 少数株主持分の例示として、「子会社株式の取得・売却による親会社持分の変動」「受取配当金による少数株主持分の増加」「評価・換算差額等の振替」なども追加したらどうか。

6．指針第 14 項に関して

(3) の注記事項において、分割型の会社分割の場合、その旨を明瞭に記載するよう検討してはどうか。

また、注記例 で配当金の原資（その他資本剰余金、その他利益剰余金）を公表することが望ましいと記載しているが、これは注記例だけでなく指針第 14 項においても明記することを検討してはどうか。また、配当を受け取った側の会計処理を適切に行うためには、配当原資の公表は「望ましい」というよりは「しなければならない」と記載したほうが有効と考えるがどうか。

7．指針第 20 項に関して

(3) では少数株主持分の増減を表示する主な変動事由として「子会社の資本に係る事項」のみをとりあげているが、変動事由には子会社株式の取得・売却による親会社持分の変動も少数株主持分の増減事由に該当するため、第 20 項においてその内容を記載することを検討してはどうか。

以上